

「IP 電話個別規約」改定のお知らせ

2021年7月1日をもって「IP 電話個別規約」を以下のとおり改定いたします。

お客さまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

旧	新
<p>第4条(料金) 2～5項 記載なし</p>	<p>第4条(料金) 2項 本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は、本サービスのホームページに定めるところによります。</p> <p>第4条(料金) 3項 会員は本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を(株)Plala に支払うものとします。</p> <p>第4条(料金) 4項 本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いについて、会員と(株)Plala との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、(株)Plala は、当該紛争期間中において、当該会員による本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>第4条(料金) 5項 (株)Plala は、本規約に異なる定めのある場合を除き、本サービスに関して、本サービス契約成立時点以降の解約等があった場合であっても、会員から受領した本サービスの利用料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料その他の債務の払い戻しは行いません。 ただし、本サービスの解約が(株)Plala の責に帰すべき理由がある場合はその限りではないものとします。</p>